3069

（その１）

収支報告書

平成27 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　すぎひさたけさんぷうかい

1 政治団体の名称　杉ひさたけ杉風会

2 主たる事務所の所在地　大阪市天王寺区堂ヶ芝1-9-2-3B

3 代表者の氏名　杉　久武

4 会計責任者の氏名　川久保　一司

事務担当者の氏名

川久保　一司

（電話）　06-6773-0234

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類	参議院議員
（現職・候補者の別）	（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	杉　久武

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	杉　久武
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

受付
平 28.2.-9
5
大阪府選挙管理委員会

SC0150　280209. 27.　100520

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	1,659,007
（前年からの繰越額）	108,978
（本年の収入額）	1,550,029
支　出　総　額	1,385,444
翌年への繰越額	273,563

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	1,550,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	1,550,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	1,550,000	

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	29	
合　　計	29	

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
杉 久武	100,000	H27/1/9	大阪府寝屋川市香里新町28-30-1205	参議院議員	
杉 久武	100,000	H27/2/10	大阪府寝屋川市香里新町28-30-1205	参議院議員	
杉 久武	150,000	H27/3/2	大阪府寝屋川市香里新町28-30-1205	参議院議員	
杉 久武	100,000	H27/3/4	大阪府寝屋川市香里新町28-30-1205	参議院議員	
杉 久武	100,000	H27/4/6	大阪府寝屋川市香里新町28-30-1205	参議院議員	
杉 久武	100,000	H27/5/13	大阪府寝屋川市香里新町28-30-1205	参議院議員	
杉 久武	100,000	H27/6/8	大阪府寝屋川市香里新町28-30-1205	参議院議員	
杉 久武	100,000	H27/7/1	大阪府寝屋川市香里新町28-30-1205	参議院議員	
杉 久武	100,000	H27/8/6	大阪府寝屋川市香里新町28-30-1205	参議院議員	
杉 久武	100,000	H27/9/1	大阪府寝屋川市香里新町28-30-1205	参議院議員	
杉 久武	100,000	H27/9/28	大阪府寝屋川市香里新町28-30-1205	参議院議員	
杉 久武	100,000	H27/10/1	大阪府寝屋川市香里新町28-30-1205	参議院議員	
杉 久武	150,000	H27/11/2	大阪府寝屋川市香里新町28-30-1205	参議院議員	
杉 久武	150,000	H27/12/3	大阪府寝屋川市香里新町28-30-1205	参議院議員	
この頁の小計	1,550,000				
その他の寄附	0				
合計	1,550,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費			
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	317,431		
(4) 事務所費	422,931		
小計	740,362	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	157,500		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	450,622	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	450,622		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	36,960		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	645,082	0	
合計	1,385,444		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		３．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務用品代(4月分)	13,655	H27/5/27	㈲南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7南信堂ビル	
事務用品代(7月分)	17,661	H27/8/27	㈲南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7南信堂ビル	
事務用品代(8月分)	55,389	H27/9/28	㈲南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7南信堂ビル	
事務用品代(11月分)	17,647	H27/12/28	㈲南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7南信堂ビル	
この頁の小計	104,352				
その他の支出	213,079				
合計	317,431				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
監査報酬費	39,116	H27/2/16	松井公認会計士事務所	大阪市旭区大宮3丁目21-7	
事務所家賃(1月分)	10,800	H27/2/16	公明党参議院大阪選挙区第2総支部	大阪市天王寺区堂ヶ芝1-9-2-3B	
事務所家賃(2月分)	10,800	H27/2/25	公明党参議院大阪選挙区第2総支部	大阪市天王寺区堂ヶ芝1-9-2-3B	
事務所家賃(3月分)	10,800	H27/3/23	公明党参議院大阪選挙区第2総支部	大阪市天王寺区堂ヶ芝1-9-2-3B	
事務所家賃(4月分)	10,800	H27/4/22	公明党参議院大阪選挙区第2総支部	大阪市天王寺区堂ヶ芝1-9-2-3B	
事務所家賃(5月分)	10,800	H27/5/26	公明党参議院大阪選挙区第2総支部	大阪市天王寺区堂ヶ芝1-9-2-3B	
事務所家賃(6月分)	10,800	H27/7/24	公明党参議院大阪選挙区第2総支部	大阪市天王寺区堂ヶ芝1-9-2-3B	
事務所家賃(7月分)	10,800	H27/7/24	公明党参議院大阪選挙区第2総支部	大阪市天王寺区堂ヶ芝1-9-2-3B	
事務所家賃(8月、9月、10月)	32,400	H27/10/5	公明党参議院大阪選挙区第2総支部	大阪市天王寺区堂ヶ芝1-9-2-3B	
事務所家賃(11月、12月分)	21,600	H27/12/9	公明党参議院大阪選挙区第2総支部	大阪市天王寺区堂ヶ芝1-9-2-3B	
事務所家賃(平成28年1月分)	10,800	H27/12/22	公明党参議院大阪選挙区第2総支部	大阪市天王寺区堂ヶ芝1-9-2-3B	
ＮＨＫ受信料	24,770	H27/4/27	NHK 日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
電話料(3月分)	10,299	H27/3/31	NTT東日本	東京都新宿区西新宿3-19-2	
電話料(7月分)	10,594	H27/7/31	NTT東日本	東京都新宿区西新宿3-19-2	
電話料(8月分)	10,594	H27/8/31	NTT東日本	東京都新宿区西新宿3-19-2	
この頁の小計	235,773				

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交通費	14,450	H27/1/13	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
交通費	14,450	H27/1/14	西日本旅客鉄道㈱	大阪市北区芝田2-4-24	
交通費	14,450	H27/10/1	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
交通費	14,450	H27/10/10	㈱ジェイアール東海ツアーズ	東京都中央区京橋1-5-8	
この頁の小計	57,800				
その他の支出	129,358				
合計	422,931				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		１．組織活動費	
				交際費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費（ティグレフォーラム）	20,000	H27/1/6	ティグレフォーラム	東京都新宿区西新宿6-12-1パークウェスト10F	
会費（新年互礼会）	11,000	H27/1/16	一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会	大阪市中央区北久宝寺町2-5-9飛栄創建ビル11階	
この頁の小計	31,000				
その他の支出	126,500				
合計	157,500				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		３．機関紙誌の発行事業費	
				機関紙発行費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
機関紙誌の制作・印刷代	95,299	H27/3/6	スタジオ・ゴーオン	大阪府枚方市東中振1-7-18-204	
機関紙誌の制作・印刷代	64,277	H27/3/6	スタジオ・ゴーオン	大阪府枚方市東中振1-7-18-204	
機関紙誌の制作・印刷代	144,072	H27/8/24	スタジオ・ゴーオン	大阪府枚方市東中振1-7-18-204	
機関紙誌の制作・印刷代	50,911	H27/8/24	スタジオ・ゴーオン	大阪府枚方市東中振1-7-18-204	
機関紙誌の制作・印刷代	95,634	H27/11/5	スタジオ・ゴーオン	大阪府枚方市東中振1-7-18-204	
この頁の小計	450,193				
その他の支出	429				
合計	450,622				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
				書籍購入費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
書籍購入費	36,960	H27/6/16	公明出版サービス	東京都新宿区南元町17	
この頁の小計	36,960				
その他の支出	0				
合計	36,960				

（その17）

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成28年　1月　27日

政治団体の名称　杉ひさたけ杉風会

会計責任者の氏名　川久保　　一司　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２８年 1月２６日

杉ひさたけ杉風会
代表 杉　久 武 殿

登録政治資金監査人 松井光浩 

登 録 番 号　第 １６８３ 号
研修修了年月日　平成21年5月15日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、杉ひさたけ杉風会の平成２７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、杉ひさたけ杉風会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、明細書については存在しなかった。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

杉ひさたけ杉風会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、杉ひさたけ杉風会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上